

能美市6次産業化推進事業補助金

目的

能美市産農林産物を活用した加工品の開発・改良、施設・機械整備等、食の6次産業化を推進する事業を支援し、市産農林産物の付加価値を高め、生産者等の所得向上、市産農林産物のPRを図る。

対象者

補助金の交付対象となる者は、能美市内に所在又は居住し、かつ、次のいずれかに該当するものとする。

- ・農林産物を生産する個人又は法人
- ・農林産物生産者が組織する団体
- ・加工品製造・販売業を営む事業者

対象経費等

①専門家のアドバイスにより能美市産農林産物を活用した加工品の開発又は改良に係る経費

- ・謝金（専門家謝金）、旅費（専門家旅費）、事業費（原材料費、デザイン料、試作費、外注加工費、コンサルタント料、会場借上料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、広告宣伝費、機械装置等レンタル・リース費、通信運搬費、保険料、研修費、調査費）

②専門家のアドバイスにより能美市産農林産物を活用した加工品の開発又は改良に必要な施設の新築又は増改築及び処理・加工用機械の整備に係る経費

- ・機械整備費、施設整備費（処理・加工・包装・検査等を行う機械・施設）

※消費税及び地方消費税を除く

補助率等

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| ①加工品の開発 | 補助率 2 / 3 | 上限 500 千円 |
| 加工品の改良 | 補助率 2 / 3 | 上限 250 千円 |
| ②設備投資への補助 | 補助率 1 / 2 | 上限 500 千円 |

※市外事業者の場合

- | | |
|------------|-----------|
| ①補助率 1 / 2 | 上限 400 万円 |
| 補助率 1 / 2 | 上限 200 万円 |

[お問合せ先・申請書提出先]

能美市産業交流部農林課 能美市寺井町た35番地 能美市役所寺井分室3階
電話 0761-58-2256 FAX 0761-58-2297 e-mail norin@city.nomi.lg.jp

能美市6次産業化推進事業補助金申請フローチャート

1. 能美市役所農林課に相談（専門家に相談後）

2. 補助金交付申請

【提出書類】

- ・補助金交付申請書（様式第1号）
- ・事業計画書（事業計画・収支予算）
- ・添付書類（専門家のアドバイスを記したもの等）

3. 補助金交付／不交付決定

【交付書類】

- ・補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）

4. 概算払い／前金払い（市長が認めた場合）

【提出書類】

- ・補助金概算払請求書（様式第7号）

5. 事業に着手

事業に変更が生じた場合のみ
必ず事前に農林課へご相談下さい。

6. 変更承認申請

【提出書類】

- ・（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第3号）

7. 実績報告書提出（事業完了後30日以内又は当該年度末まで）

【提出書類】

- ・実績報告書（様式第4号）
- ・実施報告書（実施報告・収支決算）
- ・添付書類（事業の実施状況が分かる写真、領収書の写し等）

8. 補助金の額の確定（能美市で審査後）

【交付書類】

- ・補助金確定通知書（様式第5号）

9. 補助金の請求・支払い

【提出書類】

- ・補助金（精算）請求書（様式第8号）

10. 事業経過報告（事業完了年度の翌年度から3年間）

【提出書類】

- ・採択事業経過報告書（様式第6号）